

新型コロナウイルス感染症 対応融資

令和6年度版

中小企業向け県制度融資

新型コロナウイルス感染症対応 伴走支援特別貸付

をご利用ください！

新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた中小企業者が
金融機関の伴走支援を受けながら、経営行動計画に取り組むための資金です。

《制度改正》令和5年1月10日から適用
融資要件の拡充(要件緩和)

融資限度額 1億円

融資利率(固定金利)
年1.50% 又は 1.60%

融資期間: 10年以内
(据置: 5年以内)



県の利子補給率
0.47%
信用保証料率
0.20~1.15%

「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付」の概要

(令和6年4月1日現在)

区 分	内 容																	
融 資 対 象 者 (金融機関の継続的な支援を受けつつ、経営行動計画の実行に取り組む中小企業者、組合)	次の1～3のすべての要件に該当すること。 1 次の(1)～(3)のいずれかの要件に該当するもの。 (1) SN4号の認定を受けた事業者 (2) SN5号の認定を受けた事業者 (3) 普通保証を利用し、次のア又はイ(ア)から(カ)のいずれかに該当するもの ア 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少しているもの イ(ア)最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少しているもの (イ)最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少しているもの (ウ)直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少しているもの (エ)最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少しているもの (オ)最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少しているもの (カ)直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少しているもの 2 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式取引等ではないこと。 3 業況が、中長期的には前年並みに回復することが見込まれること。																	
資 金 使 途	経営の安定の回復を図るために必要となる設備資金、運転資金及び既借入金(保証付き融資に限る。)の借換えに必要な資金 ※SN4号の認定を受けた事業者は借換資金のみ(借換資金+真水資金は可)																	
融 資 限 度 額	1億円																	
融 資 利 率	1(1)に該当する場合 <table border="0"> <tr> <td rowspan="3"> 1(1)に 該当する 場合 </td> <td rowspan="3"> { <table border="0"> <tr> <td>基準金利(金融機関)</td> <td>: 年1.97%</td> </tr> <tr> <td>利子補給率(県)</td> <td>: 年0.47%</td> </tr> <tr> <td>融資利率(事業者負担)</td> <td>: 年1.50%</td> </tr> </table> </td> <td rowspan="3"> ※1(2)又は(3)に該当する場合であっても、借換資金の場合、融資利率が1.50%になる場合があります。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3"> 1(2)又は (3)に該当 する場合※ </td> <td rowspan="3"> { <table border="0"> <tr> <td>基準金利(金融機関)</td> <td>: 年2.07%</td> </tr> <tr> <td>利子補給率(県)</td> <td>: 年0.47%</td> </tr> <tr> <td>融資利率(事業者負担)</td> <td>: 年1.60%</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	1(1)に 該当する 場合	{ <table border="0"> <tr> <td>基準金利(金融機関)</td> <td>: 年1.97%</td> </tr> <tr> <td>利子補給率(県)</td> <td>: 年0.47%</td> </tr> <tr> <td>融資利率(事業者負担)</td> <td>: 年1.50%</td> </tr> </table>	基準金利(金融機関)	: 年1.97%	利子補給率(県)	: 年0.47%	融資利率(事業者負担)	: 年1.50%	※1(2)又は(3)に該当する場合であっても、借換資金の場合、融資利率が1.50%になる場合があります。	1(2)又は (3)に該当 する場合※	{ <table border="0"> <tr> <td>基準金利(金融機関)</td> <td>: 年2.07%</td> </tr> <tr> <td>利子補給率(県)</td> <td>: 年0.47%</td> </tr> <tr> <td>融資利率(事業者負担)</td> <td>: 年1.60%</td> </tr> </table>	基準金利(金融機関)	: 年2.07%	利子補給率(県)	: 年0.47%	融資利率(事業者負担)	: 年1.60%
1(1)に 該当する 場合	{ <table border="0"> <tr> <td>基準金利(金融機関)</td> <td>: 年1.97%</td> </tr> <tr> <td>利子補給率(県)</td> <td>: 年0.47%</td> </tr> <tr> <td>融資利率(事業者負担)</td> <td>: 年1.50%</td> </tr> </table>			基準金利(金融機関)	: 年1.97%	利子補給率(県)	: 年0.47%	融資利率(事業者負担)	: 年1.50%				※1(2)又は(3)に該当する場合であっても、借換資金の場合、融資利率が1.50%になる場合があります。					
				基準金利(金融機関)	: 年1.97%													
		利子補給率(県)	: 年0.47%															
融資利率(事業者負担)	: 年1.50%																	
1(2)又は (3)に該当 する場合※	{ <table border="0"> <tr> <td>基準金利(金融機関)</td> <td>: 年2.07%</td> </tr> <tr> <td>利子補給率(県)</td> <td>: 年0.47%</td> </tr> <tr> <td>融資利率(事業者負担)</td> <td>: 年1.60%</td> </tr> </table>	基準金利(金融機関)	: 年2.07%	利子補給率(県)	: 年0.47%	融資利率(事業者負担)	: 年1.60%											
		基準金利(金融機関)	: 年2.07%															
		利子補給率(県)	: 年0.47%															
融資利率(事業者負担)	: 年1.60%																	
保 証 料 率	年0.20%(SN4・5号の認定を受けている場合) 年0.20%～1.15%(普通保証を利用する場合)																	
融 資 期 間 (据 置 期 間)	10年以内(5年以内)																	
償 還 方 法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 (融資期間が1年以内の場合は一括償還を認める。)																	
担 保 及 び 保 証 人	県信用保証協会の取扱いによる																	
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028469.html																	

・お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

- ◆ 申込窓口・問合せ先 ◆
- ・ 県内各取扱金融機関
- ・ 静岡県経済産業部商工金融課 (054-221-2513)

